(3400 字以内)

国立大学法人山梨大学事始め 山梨大学理事 兼 副学長 伊 藤 洋

工学部を例に取れば、山梨高等工業学校創立以来、工業専門学校、新制山梨大学工学部と組織変更を伴いながらも、実に80年間、それは、国家行政機構の1組織でありつづけました。その国立山梨大学も、2004年4月1日をもって独立した法人格を有する国立大学法人山梨大学として再発足いたしました。その異同は極めて大きく、近代日本の大学始まって以来の根本的改変ですが、これが世間ではあまり理解されていないように見受けられます。そこで、本紙面を拝借して、その核心となるところについてお話しておきたいと思います。

法人化までの経緯

そもそも国立大学の法人化論議は、郵政民営化などと同様、単純な行財政改革の一環として、国家公務員の削減による財政負担の見かけ上の軽減という視点から始まりました。そこでモデルとなったのが、「小さな政府」を目指した英国のサッチャー改革の目玉であったエージェンシー化構想でした。そこでは国家行政機関であっても、その業務が反復的で、必ずしも国家機関で行われなくてもよいが、さりとて原理的に営利を伴わないため

に民間事業とはなりにくい業務について、裁量権を拡大したエージェンシーにこれを行わせて効率化するというものです。こういう条件に大学が合致するか否か自明ではなかったのですが、学生の学力問題、大学組織の閉鎖性、研究の超俗性などがマスコミの批判の的となって、世論は急速に国立大学の独法化へ突き進んで行ったのでした。

しかし、国立大学以外のエージェンシー対象となった政府機関に通則的に適用される「独立行政法人通則法」で国立大学を管理する無理が、国大協以外にも各方面から指摘され、「競争的環境下で個性豊かな大学」という理念が強調されるようになって、最終的には、「国立大学法人法」を制定し、その下で全国89の国立大学法人を創設することとなりました。

これらの国立大学法人は、国立大学を設置する ことができるとなっていますから、制度上、山梨 大学は国立大学法人山梨大学が設置・経営する国 立大学である、ということとなっています。ここ が、この制度の中核です。

法人の経営

さて、法人化に伴って、本学常勤職員1,45 9人は国家公務員ではなくなり、国立大学法人山 梨大学職員として、国家公務員法の支配から脱し、 労働基準法の下の「国立大学法人山梨大学職員就 業規則」に従って雇用契約を結ぶ「労働者」とい う位置づけに替わりました。旧国立大学時代には 法定されていた授業料・入学金・入試検定料など 学生納付金も今では法人独自の判断で決定できま す。職員の定員やポスト、給与なども独自に定め ることが可能です。このように、今後は、大学の 個性化が、好むと好まざるとに関らず大いに進展 していくであろう条件が、ここに定まったという ことができます。

それでは、国立大学法人山梨大学の経営はどのようになされるのでしょうか。その資金源は先ず自己収入です。自己収入としては、授業料等学生納付金及び寄付金収入で、ちなみに2004年度を例に取ると、31億円。これに附属病院の売り上げ110億円を加えて140億円が総収入です。これに対して支出は、265億円。都合125億円の歳入欠損ですが、これが国庫から配分される運営費交付金、施設整備費補助金、及び長期借入金によって穴埋めされる形となっています。

法人化への経緯や国の財政状況を見れば、運営 費交付金が今後減額されていくことは火を見るより明らかです。これにどのように対処して、自己 収入の道を確保していけるか、そこに存続の第一 の鍵が隠されています。

そのために、本学では、知的財産経営戦略本部を創設したり、(株)山梨ティー・エル・オーを設立して産学官連携機能を大幅に強化したり、病院機能の強化を図ったりして、近年「社会貢献機能」における数多くの実績を上げてきました。これらが将来花開いて、法人の経営基盤をサポートするようになってもらいたいものと期待しています。法人の組織体制

大学法人の組織は、学長をその長とし、法律で 明記された数以内の理事(本学では法定数6名だ が、現在は非常勤理事1名を含めて4名体制)が 加わって役員会を形成します。それを監査する役割として文部科学大臣が任命する監事2名(法定数で、内1名は非常勤)が配置されています。

国立大学法人の特徴として、社会との交流が言われ、そのために学長が任命する過半の学外委員と上記役員とで経営協議会を構成し、これが経営面の重要案件を議することとなっています。本学では、独立行政法人日本スポーツ振興センター理事長雨宮忠氏、今村経営研究所長今村義男氏、(社)北里研究所理事長大村智氏、(財)山梨産業支援機構コーディネータ風間善樹氏、早稲田大学大学院教授小林麻里氏の5人を、経営協議会学外委員としてお願いしています。小林氏を除く4人の方々は、山梨大学運営諮問会議委員として本学の経営に十分な経験と見識を持つ皆さんでもあります。

経営協議会の設置に伴って従来国立大学の最高決定機関であった評議会は、教育研究評議会と呼称も変更されて、法人の経営ではなく国立大学の教育と研究に係る重要案件についてのみ特化して関ることとされるようになりました。本学では、学長、常勤の理事、大学院医学工学総合研究部長、同教育部長、教育学部長、図書館長、附属病院長、学務部長に3学部選出の9教授で、教育研究評議会が構成されています。

法人の評価

国立大学法人の評価は主として中期目標と中期計画、年度計画によってなされます。中期目標は、法人が中期計画期間6年間に達成すべき目標で、主務大臣が定めるもののことです。文部科学

大臣によって示された中期目標に対して、学長は 中期計画を提出し、大臣の認可を受けることとさ れています。この中期計画を年度毎に分解したも のが年度計画で、年度毎に文科大臣に報告するこ ととなっています。

以上のように、国立大学法人は大幅な自由裁量権が与えられている半面、厳格なこわもての評価が裏側に張り合わされて、鞭と人参のセット販売になっています。すなわち、文部科学省内に設置されている第三者評価機関「国立大学法人評価委員会」(椎貝博美前山梨大学長はこの委員会委員)は、上記中期計画の妥当性と達成度を評価し、その評価結果によって次期中期計画期間中の運営費交付金の金額が査定されることとなっています。

このような法定された第三者評価の他にも、法 人自らが率先して自己改革のために行わなくては ならない自己評価は言うに及ばず、新聞や雑誌な どマスメディア、債権等格付け会社が行う第四者 評価などにも、十分に耐える足腰の強さが今求め られています。

生き残りをかけて

そもそも1990年代から、大学には3種のデーモンが棲んでいる、その一つは少子化と若者の学習意欲の低下、特に理科離れであり、もう一つは行財政赤字であり、更にもう一つが大学自身の改革能力の不足だ、と言われてきました。現に、地方の私立大学を中心に入学定員割れを起している学部が、ここ数年年率10%近い増加を呈しています。高等教育史上前例の無い学校法人の破綻が現実のものとして差し迫っています。

護送船団を解除して、89の独立した国立大学法人を創設したのも、穿った見方をすれば国立大学の破綻を法人単位に限局しておきたいための方便と言えなくもありません。つまり、この変化の時代に伝統墨守に汲々としていれば、間違いなく国立大学といえども破綻の憂き目を見る可能性があるということです。

それでは、変化への対策として何が考えられる のでしょうか?第一に、少子化は所与の事実です から、これは避けて通れません。社会人を含む高 等教育の質の向上と適用範囲の拡大を図っていく しかありません。

つぎに、政府の作った赤字財政は大学の責任ではないとはいえ、死んだ子の歳を数える話です。 運営費交付金に替わる競争的資金や民間資金の大幅な導入を図り、それが可能な実力を持つことしかソリューションにはなりません。本学は、ここ一両年、政府等機関の拠出する競争的資金の獲得率はきわめて高く、クリーンエネルギー研究センターやCOE、産学官連携資金などを中心に、その多寡は経常費をはるかに上回っています。

そして、何と言っても第三のデーモンである自 らの保守性を破る革新性。明日の大学の死命を制 するのは、ここに極まっています。